

*「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～新しい生活様式～」の基準→「レベル1地域」
*秋田県独自の「新型コロナウイルス感染警戒レベル」の基準→「レベル2」 と捉え、対応する。

1 学校での対応について

(1)手洗い・アルコール消毒、1日2回の検温、教室の換気(休み時間ごと)

- ・「新型コロナウイルス予防作戦」を継続する。
- ・授業が終わったら、教室の換気をする。
- ・毎朝家庭で検温し、「健康チェックカード」に記入して担任へ提出する。担任が確認し、家庭へ返却する。
- ・学園生は、これまで通りの検温記録をお願いする。

(2)校内の消毒

- ・放課後（スクールバス出発後）に校内の塩素消毒を継続する。
（校務補助と学部職員で行う）

(3)マスクの着用

- ・児童生徒・職員は常時マスクを着用する。
次の場合はマスクを着用しなくてもよいが、こまめに換気を行い、3密を避ける。
*十分な身体的距離が確保できる場合
*体育の授業や部活動中

(4)授業等での対策

- ・子ども同士の間隔を広くとり（1mを目安にする）、必要以上の接触を避ける。

(5)スクールバス（登下校）での対応

- ・できるだけ席を離して座る。
- ・乗車前に検温、手指消毒をする。
- ・乗車前後には、車内の消毒を行う。

(6)校外学習

- ・校外学習は、感染予防対策を行った上で実施する。校外学習計画には、新型コロナウイルス対策を明記する。
- ・高等部リンゴレンジャーショーは、屋内イベントの指針を目安に、人数を制限したり、子どもとの距離を離すようにしたりして実施する。
- ・校外学習でスクールバスを使用する場合は、過密乗車を避けるため、定員の半数(14名)の乗車を目安とする。また、乗車前の検温やマスクの着用などの感染対策を行う。

(7)調理実習

- ・十分な感染対策（手洗い、マスクの着用、手指消毒など）を行ったうえで実施する。
- ・事前に調理実習計画書を作成し、新型コロナウイルス対策について明記する。
- ・調理実習の前に、検温と体調を確認し「調理実習チェック表」に記入する。体調不良の児童生徒は参加しない。
- ・教室での調理も可能だが、机等の消毒を行ってから調理を行う。
- ・調理したものを他学年、他学部にふるまうことは可能だが、外部の人へは不可とする。

(8)部活動

- ・こまめに換気を行う、使用した用具を消毒するなどの感染対策を行う。

(9)給食

- ・中・高等部は向かい合わせにならないように座る。小学部はできる限り配慮する。
- ・高等部の給食当番は、配膳時は、配膳室に入らず、ワゴンの運搬のみ行う。下膳は普段どおり行う。

(10)合唱

- ・授業や全校集会等で合唱活動を行う際は、マスクの着用もしくは間隔をあけて歌う、室内の換気を行うなどの感染対策を行う。

(11)学校行事

- ・3密を避けるなど、感染対策を行いながら実施する方向で計画を立てる。実施計画には新型コロナウイルス対策を明記する。ただし、感染拡大等今後の状況によっては、延期または中止もあり得ることを想定しておく。

(12)来校者への対応

- ・来校者には、サーモカメラで検温してもらい、発熱等の症状がないことを確認してから校内に入ってもらおう。

2 児童生徒に発熱等のかぜ症状がみられたとき

- (1)各家庭で、登校前に検温と健康観察を行うようお願いする。発熱、咳などのかぜ症状がみられた場合は、登校せずに、自宅で静養するよう伝える。発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、速やかにかかりつけ医または「あきた新型コロナ受診相談センター(018-866-7050)」へ相談する。
- (2)児童生徒の家族で発熱等のかぜ症状がある方がいる場合は、電話や連絡帳等で学校に知らせてもらう。
- (3)学校で発熱(37.5℃以上)等の風邪症状が発生した場合は、保護者に連絡し、早退する。保護者が迎えに来るまでは、他の児童生徒との接触を避けるため、学習室で静養する。

3 児童生徒が新型コロナウイルスに罹患したとき

(1)本人が罹患した場合

出席停止となる。出席停止の期間は、医師が治癒したと認め、登校の許可がでるまでとなる。

(2)家族が罹患する等濃厚接触者となった場合

出席停止となる。出席停止の期間は、感染者と最後に濃厚接触をした日から2週間となる。

4 PCR検査を受けることになったとき

本人や同居の家族がPCR検査を受けることになった場合は、休日や夜間であっても、PCR検査を受ける前に、児童生徒及び同居家族については担任へ、職員は副校長へ連絡する。連絡があった場合は、副校長→校長→特別支援教育課へ報告する。

5 職員の健康管理について

- (1)出勤前に検温と健康観察を行い、「健康チェックカード」に記録する。発熱や咳などのかぜ症状があり、少しでも心配がある場合は、出勤せずに自宅で静養する。発熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、速やかに、かかりつけ医または「あきた新型コロナ受診相談センター(018-866-7050)」へ相談する。

(2)本人または家族が新型コロナウイルスに罹患した場合は、出勤せずに自宅で経過観察を行う。サービスの取り扱いについては、罹患した場合は病気休暇、濃厚接触者となった場合は職務免除となる。

6 その他

(1)県外との往来（家族の出張等含む）

- ・県外との往来は、できるだけ避ける。特に、感染拡大地域との往来は、訪問先の感染状況に注意しながら、慎重に判断する。
- ・やむを得ず県外へ移動する場合（通院等）は、児童生徒は学級担任へ、職員は副校長へ事前に報告する。また、3密や大人数での会食を避けるなど、感染防止に最大限留意する。
- ・感染拡大地域に居住する人との接触をなるべく避ける。接触する場合は、お互いの健康状態を十分把握した上で、マスクの着用や手指消毒を徹底し、常に3密を避ける環境設定をする。

(2)その他の注意点

- ・外出時は、混雑（時期・場所）を避け、人と人との間隔を確保する。
- ・その他、「濃厚接触者との接触があった」など、心配なことがある場合は、副校長へ相談する。

〈参考資料〉

- ・「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」（文部科学省 R2. 6. 19）
- ・「発熱等の症状がある場合の相談・受診方法」（秋田県 R2. 11. 16）
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～学校の新しい生活様式～」
(文部科学省 R2. 12. 3 Ver.5)
- ・「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（文部科学省 R2. 12. 10）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る留意事項について」（特別支援教育課 R3. 3. 23）
- ・「新型コロナウイルス感染症対策について」（秋田県新型コロナウイルス対策本部 R3. 3. 5）
- ・「県立学校における『新しい生活様式』を踏まえた学校の講堂基準」等を踏まえた具体的な留意事項（R3. 3. 10）